

もしも交通事故等で 道路施設を損傷してしまったら

もし道路を壊したら？

交通事故等により道路の施設を壊した場合、路上に油を流出させたり障害物を残したりした場合、あるいは交通事故以外でも道路の損傷を発見した場合には、直ちに復旧作業を行いますので、下記出張所までご連絡をお願いします。



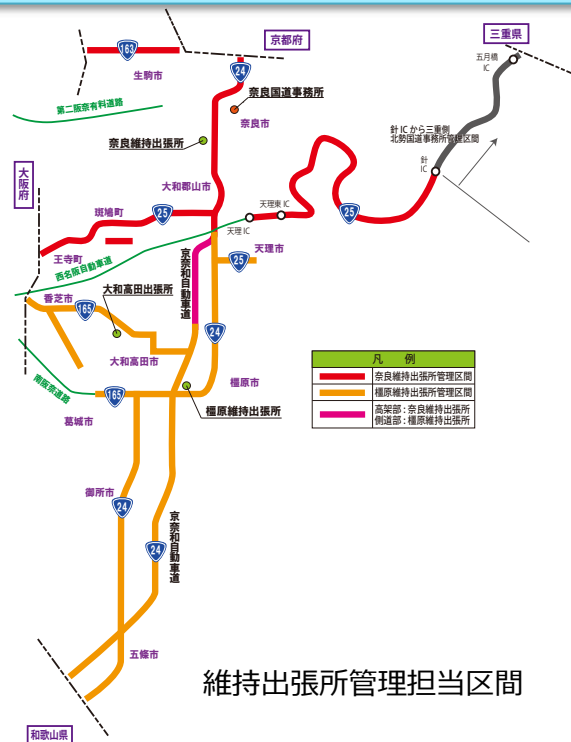
どこに何を連絡すればいいの？

○連絡先

- 奈良維持出張所**（奈良市柏木町386-3）
電話：0742-34-3581
- 橿原維持出張所**（橿原市雲梯町273-3）
電話：0744-23-8781
（休日夜間は奈良国道事務所に
自動転送されます）

○連絡していただきたい内容

- ・事故を起こした方（原因者）の氏名、連絡先
- ・事故を起こした場所、年月日、日時、車種
- ・事故の内容（何を壊したか）
- ・加入している任意保険の情報



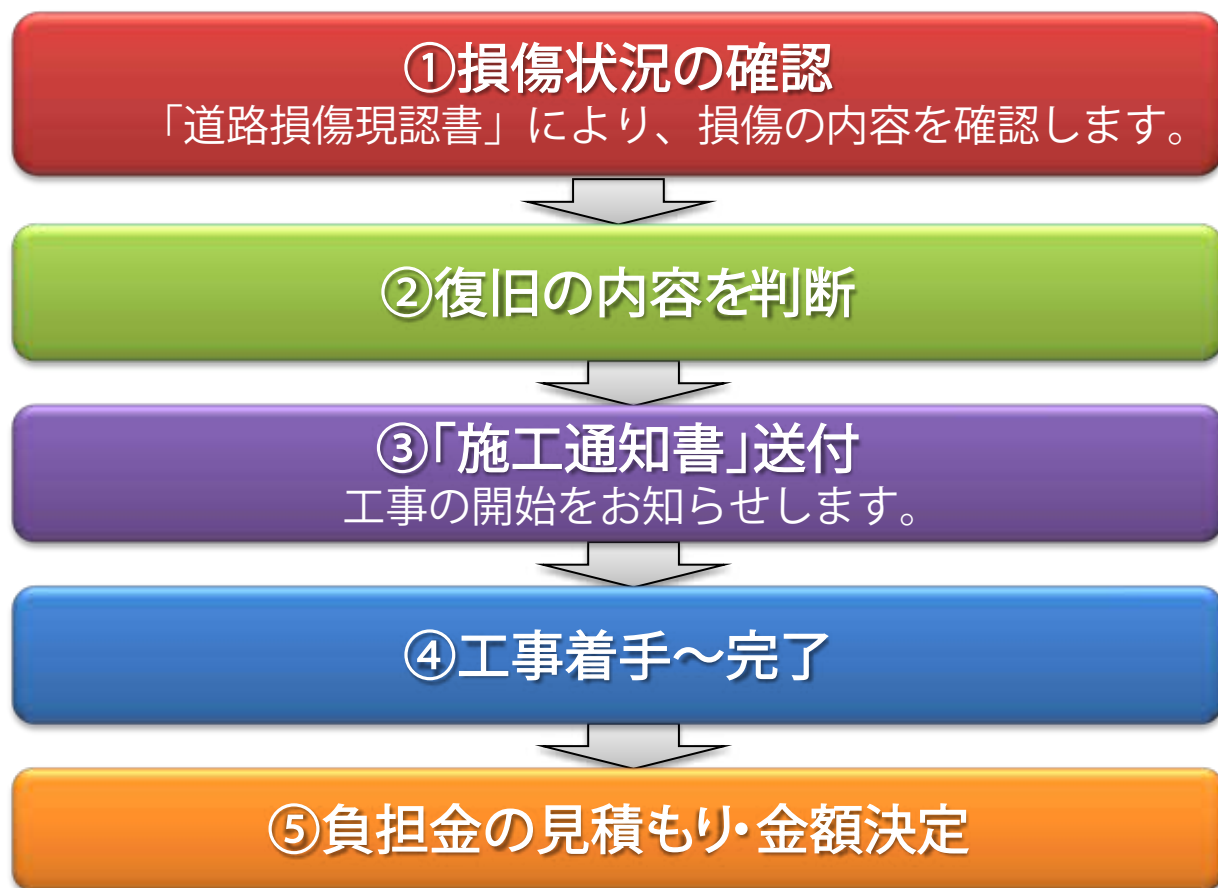
道路の復旧費は誰が払うの？

道路を損傷した場合は、原因者にその費用を負担していただきます。

(道路法第58条 (原因者負担金))

復旧工事は誰がするの？

復旧工事は原則として国が行います。損傷程度の判断や、復旧費用の見積もりについても国が行います。復旧工事施工から負担金額決定までは以下の通りです。



復旧費用の支払方法は？

復旧工事完了後、原因者に「費用負担命令書」と「納入告知書」（振込用紙）を送付しますので、納付期限内に最寄りの銀行や信用金庫、郵便局などでお支払ください。

窓口での支払いのほかATMやpay-easyでの振り込みも可能です。